

「災害救助法適用地域」で被災した平成 29 年度入学試験受験生に対する経済支援特別措置について

「災害救助法適用地域」で被災した受験生に対して、入学検定料の減免の特別措置を下記のとおり行います。

1 対象者

本学の平成 29 年度入学試験受験生のうち、『「災害救助法の適用を受けた地域」に本人もしくは学費支弁者が居住しており出願前に被災した者』（以下「被災者」という。）であって、本学が指定する被害状況に関する基準を満たす被災者。

「災害救助法の適用を受けた地域」は、次のファイルをクリックして確認してください。

[災害救助法適用地域](#)

2 平成 29 年度入学試験受験生に対する取扱い

(1) 経済支援特別措置の基準

本学学部および大学院の平成 29 年度入学試験受験生について、次の被害状況を勘案して、「入学検定料の減免」の経済支援特別措置を行います。

- ① 家屋の全壊、滅失または流失
- ② 家屋の半壊または半焼失（注）一部損壊は含まない。
- ③ 学費支弁者の死亡または症候の程度が障害認定等級 2 級以上の長期療養者

(2) 経済支援特別措置の内容

本学学部および大学院の平成 29 年度入学試験受験生のうち、上記「(1) 経済支援特別措置の基準」を満たす被災者について、5 併願を上限に入学検定料を返還します。

(3) 経済支援特別措置の申請期限

経済支援特別措置を希望する人は、「3 申請書類」に定める書類を市販の角 2 サイズの封筒に「被災者特別措置申請書在中」と明記の上、平成 29 年 3 月 14 日（火）必着で入試センターに提出してください。

(4) 平成 29 年度秋学期入学試験受験生についての取り扱い

平成 29 年度秋学期入学試験受験生についても同様の扱い（申請期日、対象となる災害は、別途定めます）とし、併願数については、平成 29 年度春学期入学試験のものと通算します。

3 申請書類

(1) 「被災者特別措置申請書」

次のファイルをダウンロードして使用してください。

【学部入学試験受験生】

[被災者特別措置申請書【学部入学試験受験生用】](#)

【大学院入学試験受験生】

[被災者特別措置申請書【大学院入学試験受験生用】](#)

(2) 証明書（写し）

上記2の(1)の①または②に該当する方 . . . 「罹災証明書」

上記2の(1)の③に該当する方 「死亡診断書」または「診断書」

4 入学後の経済支援

本経済支援特別措置の対象者は、本学に入学後、給付型の「関西大学災害時支援給付奨学金」の出願が可能です。

つきましては、入学後、出願を希望される方は、入学後、各キャンパスの奨学金担当窓口までご相談ください。

5 申請先・問合せ

〔学部受験生〕

一般入試・センター利用入試

入試グループ 06-6368-0318 (ダイヤルイン)

E-mail : nyushi@ml.kandai.jp

上記以外の入試

AO入試グループ 06-6368-0069 (ダイヤルイン)

E-mail : kuao@ml.kandai.jp

〔大学院受験生〕

大学院入試グループ 06-6368-0136 (ダイヤルイン)

E-mail : grd-adm@ml.kandai.jp

====住所====

〒564-8680

大阪府吹田市山手町3-3-35

関西大学

以 上